
3 0 0 6. 輸出申告変更

業務コード	業務名
E D E	輸出申告変更

1. 業務概要

「輸出申告（ＥＤＣ）」業務後に「輸出申告変更事項登録（ＥＤＡＯ１）」業務で登録した情報を使用し、以下の手続き（以下、輸出申告等という。）の申告変更を行う。

- ①輸出申告
- ②積戻し申告
- ③特定輸出申告
- ④特定委託輸出申告
- ⑤特定製造貨物輸出申告
- ⑥展示等積戻し申告

ＥＤＣ業務時に申告条件が「X」（搬入前申告）、「Y」（開庁時搬入前申告）であった輸出申告または積戻し申告（以下、搬入前申告という。）の変更も、本業務で行う。

搬入前申告の場合は、貨物が搬入前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）においても本業務は可能である。

特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合は、貨物が搬入前においても本業務は可能である。

本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②輸出申告ＤＢに登録されている申告者と同一であること。
- ③システムに通関士として登録されていること。ただし、輸出申告ＤＢに通関士審査済の旨が登録されている場合を除く。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸出申告ＤＢチェック

- （Ａ）申告等番号が輸出申告ＤＢに存在すること。
- （Ｂ）輸出申告変更事項の登録が完了していること。
- （Ｃ）輸出申告等がされていること。
- （Ｄ）同一の申告等番号に係る輸出申告変更がされていないこと。
- （Ｅ）以下の登録がされていないこと。
 - ①「輸出等申告撤回」
 - ②「輸出等申告手作業移行」
- （Ｆ）本業務を行おうとする日がＥＤＡＯ１業務で入力された出港予定年月日を過ぎていないこと。（海上のみ）
- （Ｇ）通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。

(4) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5) 貨物情報DBチェック（海上のみ）

輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

- (A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
- (B) 輸出貨物または積戻し貨物であること。
- (C) 当該申告に係る貨物であること。
- (D) 以下の項目について輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①貨物個数
 - ②個数単位コード
 - ③積載予定船舶コード（本船扱い貨物（特定輸出申告で自社本船通関を除く。）の場合にチェックを行う。）
 - ④積込港コード（本船扱い貨物（特定輸出申告で自社本船通関を除く。）の場合にチェックを行う。）
- (E) 搬入前申告以外の場合は、蔵置場所が輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場と一致すること。
なお、特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、当初の申告条件が「I」の場合のみチェックを行う。
- (F) 搬入前申告の場合で、保税運送承認された積戻し貨物以外の場合は、搬入予定先が輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場と一致すること。
- (G) 搬入前申告の場合で、保税運送承認された積戻し貨物の場合は、到着地が輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場と一致すること。
- (H) 仕分けの親となっていないこと。
- (I) 仕合せの親となっていないこと。
- (J) 訂正保留となっていないこと。
- (K) 貨物手作業移行されていないこと。
- (L) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。（特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。ただし、③については蔵置中に限ってチェックを行う。）
 - ①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - ②貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。
 - ③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
- (M) 積戻し申告または展示等積戻し申告の場合は、以下の登録がされていないこと。
 - ①「亡失届受理」
 - ②「滅却承認」
 - ③「現場収容」
 - ④「税関内収容」
 - ⑤「その他の搬出承認」
- (N) 搬入前申告の場合で、積戻し貨物の場合は、保税運送申告中でないこと。
- (O) 入力者が、貨物情報DBに登録されている申告予定通関業と一致すること。または、申告予定通関業に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(6) 輸出貨物情報DBチェック（航空のみ）

輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

- (A) AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。
- (B) MAWBでないこと。
- (C) 仮陸揚げ貨物でないこと。
- (D) システム外許可済でないこと。
- (E) 当該申告に係る貨物であること。
- (F) 貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。
- (G) 車上通関扱いの旨が登録されている場合は、輸出申告DBの輸出承認証等識別に車上通関扱いの旨が登録されていること。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）
- (H) 以下の項目について輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①貨物個数
 - ②蔵置場所（特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、当初の申告条件が「I」の場合にチェックを行う。）
 - (I) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）
 - (J) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）
 - (K) 訂正保留となっていないこと。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）
 - (L) 以下の登録がされてないこと。（貨物が搬入前の場合は、①のみチェックを行う。）
 - ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「滅却承認」
 - ④「その他」
 - (M) 貨物手作業移行されていないこと。
 - (N) 搭載完了登録されていないこと。
 - (O) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）
 - (P) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。（特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。ただし、③については蔵置中に限ってチェックを行う。）
 - ①輸出貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - ②輸出貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。
 - ③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
 - (Q) UBG貨物でないこと。
 - (R) 輸出貨物情報DBに通関依頼先が指定されている場合は、通関依頼先と入力者が一致すること。または、通関依頼先に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(7) 輸出自動車DBチェック

システムで道路運送車両法における輸出抹消仮登録（以下、輸出抹消仮登録という）を証明する旨の登録がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸出自動車情報登録番号が輸出自動車DBに存在すること。
- ②輸出自動車DBに登録されている輸出申告番号と入力された輸出申告番号が同一であること。

(8) ライセンスDBチェック

輸出申告DBの輸出承認証等識別に外為法電子ライセンスに対応するコードの登録がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力者が通関業者指定DBに登録されている利用者（先頭5桁）と同一であること。
- ②電子ライセンス番号が、ライセンスDBに存在すること。
- ③電子ライセンス番号が、無効となっていないこと。
- ④申告日がライセンスDBに登録されている有効期限内であること。

ただし、ライセンスDBに登録されている有効期間の終了日が、「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの休日の翌日を有効期間の終了日とする。

- ⑤突合情報DBの突合総合結果に、「OK」、「MN」、または、「RS」が登録されていること。
- ⑥輸出申告等変更事項登録後に、「外為法 突合情報登録（J T Z）」業務が実施されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 審査区分選定処理

輸出申告DBの内容に基づき審査区分選定処理を行う。

①「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

②搬入前申告後に「審査区分変更・検査(運送)指定(CKO)」業務により審査区分の変更が行われた場合は、指定された審査区分になる場合がある。

(3) 検査区分選定処理(航空のみ)

①「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」に選定される場合がある。

②CKO業務により検査区分の変更が行われた場合は、変更された検査区分を引き継ぐ。

(4) 審査終了処理

以下の条件を全て満たす場合は、輸出申告搬入後処理前に審査終了した旨(以下、「搬入前申告審査終了」という。)を登録する。

①搬入前申告である。

②貨物が搬入前である。

③「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」(保留中を除く)に選定された。

(5) 通関関係書類(原紙)提出要否判定処理

輸出申告DBの内容に基づき、通関関係書類(原紙)の提出要否を判定する。(「簡易審査扱い」(保留中)を除く)

(6) 通関関係書類提出要否判定処理

「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」(保留中を除く)に選定された場合は、輸出申告DBの内容に基づき、通関関係書類の提出要否を判定する。

(7) 利用者用整理番号の払出し処理

既に払い出されている利用者用整理番号を引き継ぐ。

(8) 輸出申告DB処理

手続きの状況を輸出申告DBに登録する。

(9) 貨物情報DB/輸出貨物情報DB処理

手続きの状況を貨物情報DB/輸出貨物情報DBに登録する。ただし、輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は処理を行わない。

なお、搬入前申告の場合で、以下のいずれかの場合は、輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨を登録する。

①本船扱い貨物の場合で、船積登録前の場合は、船積登録時に輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨を登録する。

②本船扱い貨物以外の場合で、貨物が搬入前の場合は、貨物搬入時に輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨を登録する。

(10) 輸出自動車DB処理

システムで輸出抹消仮登録を証明する旨の登録がある場合は、手続きの状況を輸出自動車DBに登録する。

(11) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(12) 添付ファイル管理DB処理

入力された申告等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。

(13) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の条件をすべて満たす場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

- ①搬入前申告である。
- ②貨物が搬入前である。
- ③貨物の搬入予定先がシステム不参加である。
- ④貨物が本船扱い貨物でない。

(14) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出申告等変更控情報* ¹	輸出申告変更等された場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出申告変更控情報（大額） ②輸出申告変更控情報（少額） ③積戻し申告変更控情報（大額） ④積戻し申告変更控情報（少額） ⑤特定輸出申告変更控情報（大額） ⑥特定輸出申告変更控情報（少額） ⑦展示等積戻し申告変更控情報（大額） ⑧展示等積戻し申告変更控情報（少額）	入力者
		税関（通関担当部門） * ²
輸出自動車情報控	システムで輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されている場合	入力者
		税関（通関担当部門） * ²
検査指定情報* ³ （海上の場合）	以下の条件をすべて満たす場合 ①搬入前申告 ②貨物が搬入後である ③税関により検査区分が指定されている ④搬入前申告中に出力されていない	入力者
		検査立会者* ⁶
	以下の条件をすべて満たす場合 ①搬入前申告 ②貨物が搬入後である ③税関により検査区分が指定されている	保税蔵置場 （事前検査の場合は出力しない） * ⁴ 、* ⁵

検査指定情報* ³ (航空の場合)	搬入前申告の場合で、検査区分が現場検査、検査場検査または見本確認に指定された場合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の2通を出力する ただし、搬入前申告中に出力されている場合を除く	入力者
		検査立会者* ⁶
	以下の条件をすべて満たす場合 ①搬入前申告 ②貨物が搬入後である ③検査区分が現場検査、検査場検査または見本確認に指定された	保税蔵置場* ⁴
輸出申告情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） * ⁷
添付情報通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ①添付ファイルの登録が行われている場合 ②輸出申告情報（レコーダ）の出力を行った場合 ③変更前の審査区分が「簡易審査扱い」の場合	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） * ⁷
検査予約取消票		税関（通関担当部門） * ⁷
検査取消票	検査指定が取り消された場合	申告者
		検査立会者* ⁶
		保税蔵置場* ⁴

（＊１）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｅ０２「輸出申告等控情報について」を参照。

（＊２）訂正票出力識別欄に「Ｐ」が入力された場合にのみ出力。
搬入前申告の場合は、簡易審査扱いとなった場合は出力しない。

（＊３）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｌ０１「検査指定情報について」を参照。

（＊４）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

（＊５）貨物が分散蔵置されている場合は出力しない。

（＊６）検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。

（＊７）蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。